

学校いじめ防止基本方針

荒川区立第二峡田小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの
(いじめ防止対策基本法 第2条)

(2) 基本方針

- ①学校「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、第二峡田小学校の教職員の意見、及び児童・保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- ②いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめほどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む、いじめのない学校づくりをする。
- ③言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- ⑤いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

(3) 内容

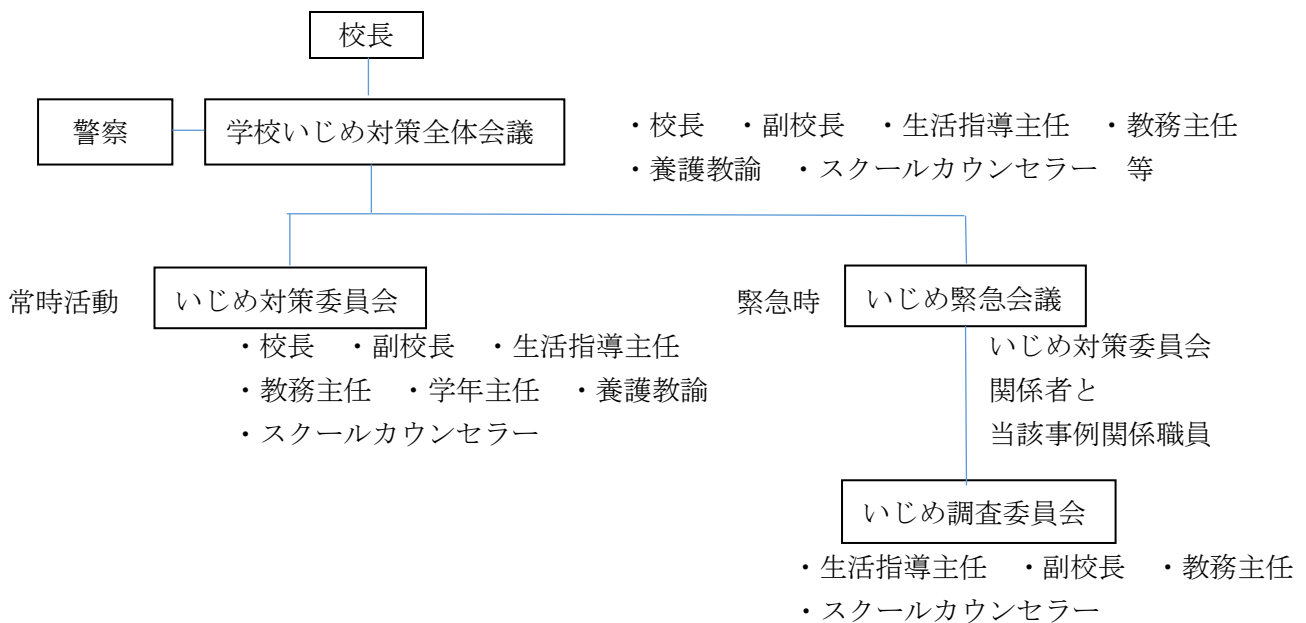
- ①いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策基本法 第22条）
- ②いじめに対する取り組み
 - ア いじめの防止のための取り組み
 - イ 早期発見のための取り組み
 - ウ いじめがあった場合の措置
 - エ 年間計画作成
- ③重大事態への対処（いじめ防止対策基本法 第28条）
- ④教育委員会、関係機関との連携

2 児童の実態

本校におけるアンケートの回答より、いじめと疑われる行為のうちで多いもの

・いやなあだ名、悪口
・物を隠される、壊される
・暴力をうける
・いやなことをむりやり
・落書き
・その他

3 学校いじめ対策組織



4 いじめに対する取り組み

(1) いじめの防止のための取り組み

- ①児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。
- ④生活指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑤道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を養う。
- ⑥特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- ⑦いのちを大切にするキャンペーン等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑧「いじめ対策委員会」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や面談等

- ① 6月・11月・2月の年間3回、いじめに関する調査を行う。
- ②アンケート調査をもとに、担任（6月・11月・2月）、希望する教職員（随時）の教育相談を行う。
- ③保護者との面談（6月）の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

イ いじめの相談や通報等

- ①学校における相談窓口は、副校長（生活指導主任）とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- ②「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示する。

ウ その他

- ①担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。

- ②いじめを知った場合、いじめられたらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- ② 外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。
- ③

荒川区子ども家庭総合センター	03-3802-3765
荒川区教育委員会指導室	03-3802-3111

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- ①いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
- ②いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- ③いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- ④いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- ⑤所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。

イ いじめに対する対応の流れ

いじめの発見・通報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめ対策委員会」による指導方針と役割分担の決定
事実関係の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童から担任（または生活指導主任等）が、直接いじめの有無及び詳細について聞く。 ・ まわりの児童から情報を得る。 ・ いじめた児童から、事実についての事情を聴取する。 ・ 聴取したことから、事情の照合を行い、事実を確定する。 ・ 聴取の際には、虚偽や憶測により事実が曲げられてしまうことの無いようにその都度、事実を明確にするよう心がけるとともに、双方の人権に配慮する。
いじめた児童指導 保護者への助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実については、被害児童・保護者に伝える。 ・ 確認した事実を保護者に伝え、今後の指導についても話す。 ・ いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ・ いじめは、人として許されない行為であることを自覚させる。
いじめが起きた 集団への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを生んだ児童の背景も目を向け、加害児童の人格の発達や自己実現に向けての目標を持たせる。 ・ 場合によっては、学校教育法第35条に示された出席停止の措置について、教育委員会に相談をする。

・ はやし立てるなど、同調していた児童には、それらの行為がいじめ

に加担することであることを理解させる。

- ・見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

いじめられた
児童のケア

- ・被害児童が通常の学校生活に戻れるよう、いじめ対策委員会で方針と分担を決める。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーの対応等の策を講じる。
- ・保護者との連携を密にする。
- ・転校の意志がある場合にはその説明をするとともに、相談に応じる。

ネットいじめへの対応

- ・学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をする。
- ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
- ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察に援助を求める。
- ・フィルタリング等、保護者への啓蒙活動を行う。
- ・職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

5 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準 (第28条)

- ・いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時
 - 自殺を企図した場合
 - 心身に重大な障害を負った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合
- ・児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告 (第30条)

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生活指導主任 → 副校長 → 校長 → 荒川区教育委員会

②いじめ対策組織の招集 (第28条)

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生活指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査 (第28条)

- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

ウ 調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、荒川区教育委員会に結果の報告を行う。

④いじめた児童への指導

- ・いじめた児童への指導については、「4 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

⑤いじめられた児童への指導

- ・いじめられた児童への指導については、「4 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
- ・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

6 いじめ防止対策のPDCAサイクル

〈プラン (P) 〉

学校でのいじめ防止対策についての取り組みは、年度当初に設置されたいじめ対策会議を経て方針を決定し、ホームページに公開する等して周知を図る。その際には、前年度の取り組みの反省、各学年のいじめの発生件数から考えられる指導の重点等、実態に応じた計画を立てるようにする。

〈ドゥー (D) 〉

いじめの防止対策や未然防止を行う。いじめがあった場合は、適切な対応を行う。また、当初計画の変更の必要性がある場合、柔軟に対応する。

〈チェック (C) 〉

「いじめ防止取組」アンケート」や学校評価の中の項目として取り扱うなど、学校の内いじめに対する取り組みについて客観的に評価をする。児童への取り組みだけでなく、保護者や地域についての取り組みも評価する。

〈アクション (A) 〉

評価の中から、改善すべき課題を洗い出し、その課題についてどのような改善をするのか、その対応策を考えて次の対策に盛り込んだり、重点としたりする。